

## 令和4年第6回半田市議会定例会建設産業委員会委員長報告書

当建設産業委員会に付託された案件については、6月21日、午前9時30分から、委員会室において、委員全員出席のもと、慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第48号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

商工業振興事業について、市には、様々な課題がある中で、「中心市街地の活性化」を図るために、市長特任顧問を公募する理由はなにか。とに対し、

市の現状を見渡した時、J R 武豊線の鉄道高架化が始まっているこのタイミングで、中心市街地をなんとかしなければ手遅れになりかねない、これが最後のチャンスだと考え、民間の力を活かして、まず取り組まなければならないことは、中心市街地の活性化であるとの思いから、市長特任顧問を公募することとしました。とのこと。

市長特任顧問の選考基準は何か。とに対し、

応募者に、中心市街地の活性化につながる、具体的な施策や手法のほか、令和7年3月末時点での目標値、実施のスケジュールなどを提案いただき、その内容を審査したうえで、登用したいと考えています。とのこと。

中心市街地活性化の明確な職務内容、目標を設定せずに、公募を行うのはなぜか。とに対し、

中心市街地の活性化は、様々な取り組み方があると考えております。職務内容や目標を明確にすることにより、自由な発想が制限され、提案内容を狭めてしまう可能性があるため、職務内容や目標は、最小限としています。とのこと。

職務実績の確認はどのように行うのか。とに対し、

職務実績は、日報と成果で確認します。例えば、本人から 80 日従事したという申告があれば、日々の日報と、80 日間の業務内容と、成果を提出していただき、それが出勤日数に見合ったものであるかを確認します。とのこと。

職務実績を確認するための成果とは何か。とに対し、

令和 7 年 3 月末までの目標と、その目標達成に向けた単年度ごとの目標を設定し、目標に向けた進捗状況を成果としています。とのこと。

報酬を月額 4 万円とした根拠はなにか。とに対し、

中心市街地の活性化にあたっては、幅広い知識やノウハウに加え、多岐にわたる分野の方との調整や合意が必要となるなど、非常に困難な業務となることが予想されるため、副市長の報酬を基準として、同等の額を設定しています。とのこと。

市長特任顧問の登用ではなく、職員を増員することにより、中心市街地活性化を目指すことは考えなかったのか。とに対し、

中心市街地の活性化には、広い分野でのネットワークや、情報量、ノウハウなどが必要となりますが、それらは、職員だけでは補いきれない部分であるため、民間での経験や専門知識を持った、特任顧問を登用することとしました。とのこと。

市長公約では、副市長を登用することがうたわれているが、副市長ではなく、市長特任顧問として公募するのはなぜか。とに対し、

副市長で登用した場合は、任期が 4 年となることに加え、事務手続上、決裁権が発生することなどの理由により、基本的には常駐することが必要となり、現在、勤めている会社をやめなければならないという事態も発生します。少しでも条件を緩和し、より有能な人材を登用するために、今回は、兼業も可能となる、市長特任顧問という非常勤特別職を公募することとしました。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により、採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第 52 号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第 53 号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

マンション管理計画認定制度のデメリットはないのか。とに対し、

この認定制度は、老朽化や、管理の担い手不足が顕著化したマンションの急増に対応するために、マンション管理の適正化を目的として創設された制度で、マンションの管理水準の維持向上や、マンション価値の向上につながるなどのメリットはありますが、デメリットはありません。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第 54 号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

事故後、適切な道路施設の維持管理のためにどのような取り組みを行っているのか。とに対し、

自転車歩行者道路や、歩行者専用道路にある車止めをすべて点検し、異常がないことを確認しました。なお、事故現場と類似する場所が事故現場周辺に 3 か所ありましたので、車両侵入禁止区域が分かりやすくなるよう、区画線等により改善を図りました。また、毎月、職員による道路パトロールを、市内 7 地区に分けて、各グループが 2 回ずつ行っており、危険個所の早期発見と解消に取り組んでいます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第55号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。